

Title	事実婚の現代的課題
Author(s)	二宮, 周平
Citation	大阪大学, 1991, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/37334">https://hdl.handle.net/11094/37334</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 【1】

氏名・(本籍)	二	宮	周	平
学位の種類	法	学	博	士
学位記番号	第	9579	号	
学位授与の日付	平成3年3月11日			
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当			
学位論文題目	事実婚の現代的課題			
論文審査委員	(主査)			
	教授	久貴	忠彦	
	(副査)			
	教授	國井	和郎	助教授 加賀山 茂

## 論文内容の要旨

序章「内縁保護法理の形成と今日の課題」では、これまでの内縁保護法理の展開過程をふり返り、その意義と限界を探った。すなわち、内縁準婚理論は社会的弱者保護のために一定の役割を果たしたが、法律婚と事実婚が競合する重婚的内縁の問題について、法律婚が事実上離婚状態にある場合にのみ、事実婚を保護の対象とするという二者択一的な処理にならざるをえず、要保護者を適切に救済できない結果となっている。また1980年代以降、私生活としての実質を重視し、婚姻の届出に意義を見出さないカップルや、夫婦別姓を実現するために届出をしないカップルなど、意識的に法律婚を拒否するカップルが、一定の社会的広がりをもって現れているが、準婚理論ではこうした婚外関係の多様化に対応し、かつ法律婚に規定されない男女あるいは同性カップルの自由な生き方を保障することができない。以下、第一部では前者の課題に、第二部では後者の課題に取り組んだ。

第一部第一章「重婚的内縁に関する判例法理の展開」では、大審院1911年1月26日判決から東京地裁1988年3月28日判決まで、公表された約80年間の64の判決について、問題となる法的保護の態様ごとに検討を加えた。具体的には、当事者の意思による解消の問題として、不当破棄、財産分与、一方の死亡による解消の問題として、借家権・居住権、贈与・遺贈、事故死の損害賠償、遺族年金・死亡退職金、関係存続中の問題として、重婚的内縁の妻の氏の変更を取り上げた。その結果、法律婚が事実上離婚の状態にあることを条件として重婚的内縁側に法的権利を認める傾向、つまり法律婚優先の原則が確認されたが、その判断基準は問題によって異なること、借家権や遺族年金など社会保障的な権利については、当事者の責任よりも生活関係の実態が重視されていること、保護を進めた背景には、重婚的内縁に保護を与えても揺るがないほど法律婚制度の基盤が安定していることを明らかにした。

第二章「社会保険における重婚的内縁の妻の権利」では、社会保険の中の一分野である社会保険を例にとって、重婚的内縁がどのように扱われてきたかを跡づけた。特に1980年5月の社会保険庁の通達以後の社会保険審査会の裁決71例を分析するとともに、法律上の妻と事実上の妻が遺族年金の受給権を争った事例を判決も含めて検討し、実務の保護基準の問題点をまとめた。ここでも法律婚を優先する原則はあるが、現実の家族生活を保障するという目的から、事実婚当事者の有責性や倫理性を重視せず、別居期間の長さや経済的な依存関係、音信・訪問の状況など客観的な要素から、法律婚の実体喪失を認定する傾向が強いこと、他方、法的保護に値する内縁として、事実婚当事者の婚姻意思が重視される傾向もあり、法律婚と事実婚の利益調整を図ろうとしていることを明らかにした。

第三章「法律婚と事実婚の配分的調整」では、第一章・第二章で検討した判例・実務の問題点を明確にするために、扶養をめぐる法律婚と事実婚が競合するケース、つまり別居中の夫に対する妻からの婚姻費用分担請求に際して、夫は同居中の重婚的内縁の妻の生活費を留保できるかという問題、事故死の損害賠償を法律上の妻も事実上の妻も請求することができるかという問題を取り上げて、判例・学説を検討した。二者択一的な保護では保護を必要とする者に保護を与えることができない。そこで、沼正也教授の私的保護の無条件性という法理を応用して、必要度に応じて法律婚、事実婚双方に権利を配分するという考え方を示した。この配分論に対しては、婚姻秩序との整合性や実務の現場での困難性、扶養の強制につながるかという政策的問題点などが指摘されている。第三章ではこれへの反論も試みた。結論としては、市民社会の自律性を守るために、社会保険の進展を促すとともに、要保護者を放置することのないように私的保護法の理論でできる限りの補完をすべきであるとされた。

第二部第一章「多様な生き方としての事実婚」では、前述のように意識的に法律婚を否定する事実婚カップルの実態を明らかにしようとした。1988年11月から12月にかけて、現在の婚姻制度に批判的な活動をしているグループの人々を中心にアンケートを実施し、11月と89年2、5、7月にインタビューを行った。限定された調査ではあるが、これらを通じて自らの主体性で意識的に事実婚を選択し、しかも安定的で誠実なカップルの姿が浮かび上がってきた。いくつかの一般的な意識調査でも、20代、30代、女性、未婚就業層、子どものいない就業層、大都市層、高学歴層から、個人の自由、一つの生き方の自由として、事実婚を認めるという方向が現れ始めている。しかし、こうした寛容さも同性カップルに対しては、まだ現れていない。レズビアン・レポートを参考に、同性カップル当事者の意識や社会の受けとめ方を紹介し、生き方の多様性を認める必要性を示した。また子どもとの関係でも、親が生き生きと暮らし安定的な家庭を築いていることが重要であって、法律婚か事実婚か、シングルか同性カップルか、といった家族の枠組みでは子どもの利益は決まらないことを主張した。

第二章「自己決定権と事実婚保護の中立性」では、第一章をふまえた上で、多様な家庭生活のあり方を保障する法理の構築を追求した。その出発点は、家庭生活に関する自己決定権である。幸福追求権の一つとして憲法上の議論となっている自己決定権を、事実婚の領域に応用したものである。その具体的な展開として、財産関係の清算と扶養的効果にしばって、フランス法が行っている一般的法理による解決と比較しながら検討した。前者については、財産分与規定の財産法的性質から、財産分与規定の適用による解決を、後者については、共同生活から無条件に生じる扶養効果の本質から、関係解消後の扶養、

事故死の賠償、社会保障の適用を結論づけた。いずれも、共同生活の実質に即した解決であって、準婚としての内縁に限定されない。婚姻だけが男女の唯一の正当な関係なのではなく、各自が自分の意思に従ったライフスタイルを選択できるのであって、それがこうした形で保障されるとすれば、こうした価値中立的な保護は同性カップルにも拡大できるかもしれない。そこでフランスの事例を紹介しながら、同性カップルの問題にも論及し、保護の可能性を指摘した。

終章「事実婚の法的保護—その課題と展望」では、事実婚の保護にとって密接な、非嫡出子の差別の問題と家族政策に与える影響を検討した。非嫡出子の問題は、事実婚保護の見地からではなく、こどもの人権そのものとして、改善の方向を追求すべきであること、ソ連やスウェーデンの例を参考にして、法律婚強化ではなく、自由な意思で人間関係を築き、家庭生活の在り方を決定できる社会をめざすべきことを結論として提起した。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、通説が長年にわたって説いてきた内縁保護法理には限界があることを指摘し、これを克服して新しい時代の夫婦・家族に合った新しい事実婚保護法理の樹立を試みるものである。

明治31年民法が、旧慣とは異なる届出婚主義を採用し、また兄弟姉妹のない男女同士の婚姻を禁じたことから、社会的には夫婦と認められるものの届出がないため法律上は夫・妻でない者を多く生ぜしめ、このような事情を背景として、大審院連合部大正4年1月26日のいわゆる婚姻予約有効判決以降70年余りにわたり内縁保護法理が発展してきた。そして通説は、問題となる当該男女関係の実質がどこまで法律上の婚姻に類似するかを問題とし、婚姻に近いとみられるものに婚姻同様の効果を与えようとしたのであり、従来の理論はこのような視点に立つものであった。しかしながら、この10年ばかりはさまざまな理由から婚姻届を提出しない夫婦が増加し、他方、欧米諸国でも事実婚を法律婚と同視しようとする傾向が明瞭になってきた。

このような現状をふまえて、本論文は、従来の内縁保護法理では、婚姻外男女関係の多様化に的確に対応し、また法律婚に規制されない男女の、さらには同性者の、自由な生き方を保障できないのではないかと疑問を出発点として新しい理論の確立を図ったのである。かくして、本論文は、内縁の中でも法律婚と事実婚とが競合するいわゆる重婚の内縁について従来の裁判例・学説・社会保険裁決例等を丹念に分析した上で、具体的問題として扶養をめぐる法律婚と事実婚の交錯をとりあげ、結論として、法律婚か事実婚かという二者択一的な思考では真に保護の必要な者に保護を与えることができないとし、一部学説の説く私的保護の無条件性という理論を応用して、必要に応じて法律婚事実婚双方に権利を配分するという考え方を提唱した。

本論文では、現代社会は多様な男女や同性者の共同生活関係を生ぜしめているが当事者らは誠実に安定した生活の遂行に努力しているとされ、このような人々の自由な生き方を肯定しこれを保護すべきであるとの主張がその基礎となっている。そして、これらのことを明らかにするために自ら面接調査を試

みまた珍しい資料を駆使して、現代社会の異性あるいは同性間の共同生活の実態や意識を詳細に分析しており、この点は他に類をみない研究である。

本論文は、鋭い現代感覚と強い人権意識のもと卓抜な理論構成を示すものであり、従来の学説を大きく揺るがせるとともに、今後の事実婚・内縁研究にとって避けて通ることのできない業績と評価することができる。

よって、法学博士の学位を授与するのに十分値するものと判定する。